

広島県告示第千百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
宮地クリニック	尾道市栗原町一四八二番地	令和五年七月三二日
イズミ歯科医院	安芸高田市吉田町吉田七六五番地一	令和五年六月三〇日